

奈良県広域水道企業団職員の在宅勤務等手当に関する規程をここに公布する

。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 2 5 号

奈良県広域水道企業団職員の在宅勤務等手当に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 3 2 号。以下「条例」という。）第 1 1 条の規定に基づく在宅勤務等手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第 2 条 条例第 1 1 条の企業長が定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は 2 親等内の親族の住居

(2) 前号に掲げる場所に準ずる場所として企業長が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第 3 条 条例第 1 1 条の企業長が定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 奈良県広域水道企業団就業規則（令和 7 年 3 月企業管理規程第 1 0 号。以下「就業規則」という。）第 8 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第 1 4 条に規定する休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(1 月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第 4 条 条例第 1 1 条の企業長が定める期間は、3 月とする。

(確認)

第 5 条 企業長は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第 1 1 条に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 企業長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第 6 条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該

在宅勤務等手当をその際支給する。

3 奈良県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程（令和7年3月企業管理規程第18号。以下「支給規程」という。）第5条第1項各号のいずれかに該当する場合におけるその月に係る在宅勤務等手当は、その月の現日数から就業規則第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに就業規則第3条第3項及び就業規則第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により支給する。

4 支給規程第5条第2項の規定は、在宅勤務等手当の支給について準用する。この場合において、同項中「給料」とあるのは「在宅勤務等手当」と読み替えるものとする。

第7条 職員が新たに条例第11条の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する企業長が定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。